

# 議会のしおり

ようこそ 光市議会へ



 **光市議会**  
HIKARI CITY ASSEMBLY

# 市議会の仕組み 「市議会ってどんなところ？」

## 1. 市民の代表である「市議会」

私たちのまち光市を、より住みよいまちにするためには、市民全員が生活のいろいろな問題について話し合い、解決し、推し進めていくことが大切です。しかし、市民全員が集まって話し合うことは、現実には困難です。そこで、市民の代表として、選挙により市長や市議会議員を選びます。

市長や市議会議員が、市民の皆さんに代わってルールやお金の使い方を決める場を市議会といいます。

## 2. 市議会の主な役割

- ・ 条例を制定、改正、廃止します。
- ・ 市の予算を決定し、決算を認定します。
- ・ 副市長・教育委員、監査委員などの人事案件を審査します。
- ・ 請願・陳情の審査をします。
- ・ 市の事務に関し、検査・調査権があります。
- ・ 議会で議決した決議等を意見書として国や県の機関に提出することができます。

## 3. 市議会の運営

### ● 議会の開催

光市議会の定例会は、3月、6月、9月、12月の年に4回定期的に行われ、臨時会は、定例会以外に必要な場において、その事件に限り開催されます。

定例会の会期は、20日間程度の日程をとるのが通例です。3月定例会および9月定例会は、当初予算審議や決算審議のために、委員会審査に時間を要するため、1か月程度の会期となります。

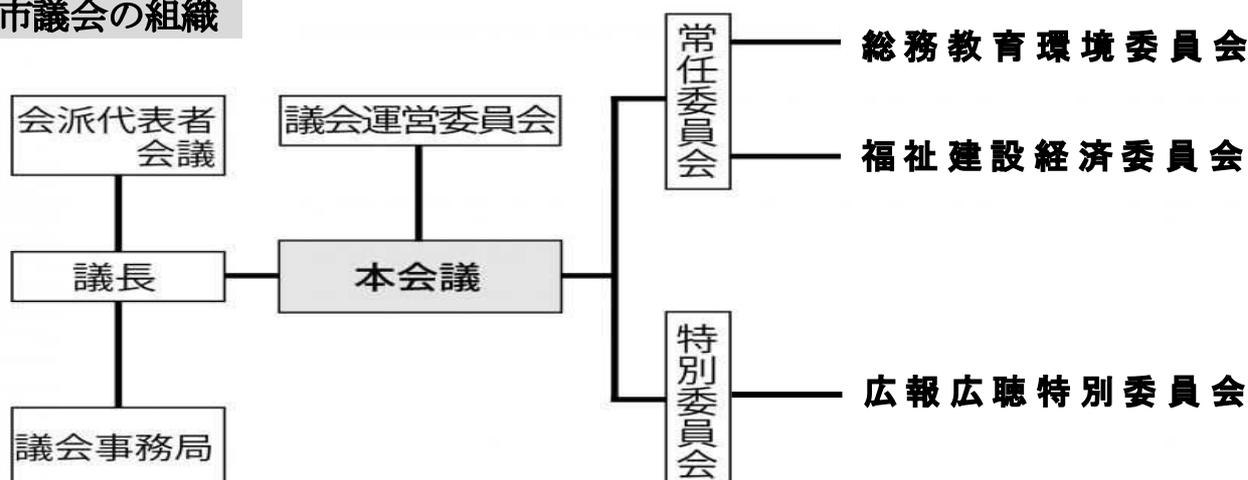
### ● 本会議

議場で開かれる本会議は、議員定数の半数以上の出席で開会されます。

本会議では、市長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案に対して質疑をしたりします。

(※ホームページでも会議録が、ご覧いただけるようになっております。)

## 4. 光市議会の組織



## ● 議員

市議会を構成する議員は、市民の選挙で選ばれた市民の代表です。光市の場合、市議会議員の議員定数は、18人と定められています。任期は4年です。

## ● 議長と副議長

議長と副議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。

議長は議会の活動を主宰し、議会を代表する者で、議会構成上欠くことのできない重要な地位にあります。

## ● 会派

光市議会では、市政に対する考えや意見を同じくする議員が集まって「会派」を結成し、活動しています。  
(※正・副議長は会派から離脱。)

## ● 議会運営委員会

議会の円滑な運営を図るために設置され、委員の任期は2年と定められています。委員は議長が指名します。具体的には、各会派から、その所属議員の人数に応じて(2人にひとり)按分しています。議会運営委員会は、原則として招集日の1か月前及び4日前に開会され、議会の日程や審議すべき事項を決定します。

## ● 常任委員会

光市議会の常任委員会は条例で2委員会と定められており、委員の任期は2年です。議案は通常、各常任委員会に付託され、そこで審査されたのちに本会議で審議されます。

(※平成24年9月議会より、常任委員会の議事録をホームページで公開しております。)

## ● 特別委員会

特別委員会は、必要な場合、議会の議決で設置し、委員定数も議会の議決で定めます。委員は、議長が会議に諮って指名し、任期は審査が終了するまでです。令和3年6月30日に広報広聴特別委員会を設置しました。

## ● 議会事務局

議会の仕事をスムーズに進めるために、事務局が設置されています。

事務局は、庶務・経理をはじめ、本会議・委員会の事務、会議録の作成、議員活動に関する調査研究と資料の収集などを行っています。

## 5. 一般質問の流れ

議員が行う一般質問の割当時間は、質問時間 35 分以内、執行部の答弁時間 35 分以内と決まっております。電光掲示板の持ち時間が0になると、その時点で発言ができなくなります。

質問方法は、議員の選択により、質問項目の全てを質問し、執行部が一括して答弁を行う「一括方式」と、質問項目ごとに議員が質問し当局が答弁を行う「一問一答方式」のいずれかにより行います。質問回数の制限はありません。

## 6. よく使われる議会用語

『会期』……………議会の会議が行われる期間をいいます。

『議案』……………議会の議決を必要とする案件。

議案には、市長から提出されるものと、議員から提出するものがあります。

『一般質問』……議案に関係なく、市政全般について市長など執行機関の考え、方針を問いただすことをいいます。

『委員会付託』…議案などをより慎重に、専門的・効率的に審議するため、それぞれ担当の常任委員会や特別委員会に審査を任せるといいます。

『討論』……………議案などについて、議員それぞれの立場から賛成・反対の意見を述べることをいいます。

『議決』……………議案などについて、賛成・反対のどちらかに、議会の意思が決まることをいいます。

『継続審査』……議案などの内容によっては、長期間調査しなければならないものや、会期中に処理することができないものがあるため、議会閉会中も継続して審査することをいいます。

『採択・不採択』…請願・陳情について、それを肯定する議会の意思決定を「採択」、否認する意思決定を「不採択」といいます。

## 7. 請願・陳情

市民の皆さんのご意見やご要望を行政に反映させるひとつの方法として、請願書、陳情書を議会に提出することができます。請願書には、請願の件名、趣旨、提出日及び請願者の住所、氏名を記載の上、押印し、1名以上の紹介議員の署名、押印を受けて、市議会議長あてに提出して下さい。請願書は、提出された後、その趣旨を委員会や本会議で審査し、採択、不採択を決めます。そして、採択された請願は、関係行政庁などに送付し請願の趣旨の実現を要請します。

陳情書は、議長の判断に任されますが、原則として本会議での議題にはせず、持参されたもので、重要な案件は写しを議会運営委員会で配布します。陳情書の場合は、紹介議員の署名は必要ありません。なお、陳情提出者が意見陳述を希望する場合は、委員会で意見陳述をすることができます。

### ホームページのご案内

ホームページでは、各議案に対する議員の賛否状況、委員会審査の状況、委員会の視察報告、請願や陳情の提出方法、議長交際費執行状況、政務活動費収支報告などを掲載しています。

また、市議会では皆様からのご意見もお待ちしています。

光市議会 で検索



# 議席図

総務課長	総務部長	財政課長	企画調整課長	政策企画部長
------	------	------	--------	--------

議長	議会議務局長
----	--------

議会議務局次長	経済部長	都市政策部長	建設部長	環境市民部長
---------	------	--------	------	--------

市長	副市長	水道局長	消防担当部長
----	-----	------	--------

演壇
----

福祉保健部長	病院局管理部長	病院事業管理者	教育部長	教育長
--------	---------	---------	------	-----

早稲田真弓
-------

質問席
-----

木村信秀
------

小林隆司	西崎孝一
------	------

西村慎太郎	仲小路悦男	田邊学	仲山哲男
-------	-------	-----	------

中村讓
-----

森戸芳史	大田敏司
------	------

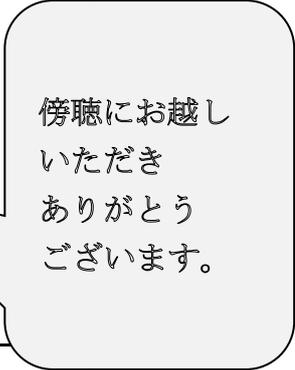
萬谷竹彦	笹井琢	河村龍男	田中陽三
------	-----	------	------

中本和行	林節子
------	-----

---

傍聴席
-----

# 市議会議員紹介

写真				
氏名	木村 信秀	笹井 琢	大田 敏司	河村 龍男
会派	議長	副議長	一光会	会派に属さない
常任委員会	総務教育環境	福祉建設経済	福祉建設経済	福祉建設経済
				
小林 隆司	田中 陽三	田邊 学	仲小路 悦男	中村 譲
かいこう	共創	会派に属さない	会派に属さない	こう志会
福祉建設経済	福祉建設経済	福祉建設経済	総務教育環境	福祉建設経済
				
中本 和行	仲山 哲男	西崎 孝一	西村 慎太郎	林 節子
こう志会	共創	一光会	こう志会	こう志会
総務教育環境	総務教育環境	総務教育環境	総務教育環境	総務教育環境
				
萬谷 竹彦	森戸 芳史	早稲田 真弓		
こう志会	かいこう	かいこう		
福祉建設経済	福祉建設経済	総務教育環境		